



令和4年 (2022年) 12月 12日 (月)

No. 15795 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈東京地方裁判所〉

特許権侵害差止請求権及び損害賠償請求権不存在確認請求事件
(乳がんの処置におけるエリブリンの使用－本件訴えには訴えの利益がない、
という被告らの本案前の主張が認められ、訴えが却下された事例) [上] (全2回)

－令和3年(ワ)第13905号、令和4年8月30日判決言渡－

事案の概要

本件は、原告が、原告は原告医薬品の製造販売についての厚生労働大臣の承認の申請を行ったところ、
[1] 主的に、④原告は、現在、原告医薬品の製造、譲渡、譲渡の申出をする可能性があり、本件各特
許権(特許第6466339号及び特許第6678783号)の侵害又はそのおそれを理由とする被告エーザイRDの原告
に対する本件各特許権による差止請求権が発生し得、また、原告は、製造販売についての承認を受け
た場合に原告医薬品の製造、譲渡、譲渡の申出が可能になるから、被告エーザイRDの原告に対する厚
生労働大臣の承認を停止条件とする本件各特許権による差止請求権が発生し得ると主張して、被告エー

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 有川博著
元会計検査院第四局長

2020

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

